

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

--

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

--

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

--

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

湿式、和式が大半を占める生駒小学校、生駒東小学校、俵口小学校の校舎及び屋内運動場のトイレについて、乾式化、洋式化を図るために大規模改造(トイレ)を行う。 老朽化が著しい真弓小学校の屋内運動場について、大規模改造(老朽)を行い、質的向上を図る。 また、学校施設の省エネ化を図るため、生駒東小学校、俵口小学校、生駒中学校、生駒南中学校、緑ヶ丘中学校において、大規模改造(老朽:エコ改修)を行い、照明をLED化する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

--

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		12 校
中学校		8 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚園を含む)		9 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	19 箇所
	学校武道場	1 箇所
	社会体育施設	8 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	無し	平成33年3月(予定)
国土強靱化地域計画 ^{※2}	無し	未定

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>目標達成度合いについて計測するための指標等を検討し、その設定した指標等に基づき目標の達成度合いを計測し、評価結果等を市のホームページ等で公表します。</p>
